

都道府県設定区域について

子ども・子育て支援法及び同法に基づく基本指針により、都道府県が策定する子ども・子育て支援事業支援計画には、都道府県設定区域の趣旨及び内容、各都道府県設定区域の状況等を定めることとされている。

1 都道府県設定区域とは

【子ども・子育て支援法第62条第2項】(抜粋)

都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針】(抜粋)

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める単位となる区域を定めること。

2 都道府県設定区域の設定方法

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針より】

都道府県は、隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、都道府県設定区域を定める。

その際、都道府県設定区域は、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。

都道府県設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

一方、都道府県設定区域は、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

< 参考 > 区市町村設定区域について

【子ども・子育て支援法に基づく基本指針より】

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要がある。

教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

一方、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

区市町村における検討状況(平成26年8月調査)

計62自治体

	1区域	複数区域	事業ごとに異なる	回答なし
1号認定 (保育の必要性なし)	50自治体	9自治体 (2～6区域)		3自治体
2・3号認定 (保育の必要性あり)	40自治体	19自治体 (2～7区域)		3自治体
地域子ども・子育て支援 事業	46自治体	1自治体 (3区域)	11自治体 (2～13区域)	4自治体

都における区域設定の考え方

都においては、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに広域利用の実態等を勘案し、以下のとおり区域を設定する方向で検討する。

施設・事業	検討のポイント	都の区域設定 (案)
1号認定 (保育の必要性なし)	<p>交通の利便性や私立幼稚園の占める割合の高さ等から区域外通園が多くかつ面的な移動を特徴としていることから、都全体として捉える必要がある。</p> <p>幼稚園には新制度上の需給調整の仕組みは導入されない。</p>	都全域を一つの区域とする。
2・3号認定 (保育の必要性あり)	<p>都内には多くの待機児童があり、保育の実施主体である区市町村において、それぞれ、待機児童解消に向け、地域の実情に応じた保育サービス拡充に取り組むことが必要。</p> <p>区市町村域を超えて設定区域を設けた場合、各区市町村が整備すべき保育サービスの量が不明確になりかねない。</p> <p>区市町村は、地域型保育の認可にあたって、地域の実情に応じて設定した「区市町村設定区域」により需給調整を行う。</p>	区市町村設定区域と同じにする。
地域子ども・子育て支援事業	<p>区市町村が事業の実施主体</p> <p>いずれの事業も、基本的に、区市町村の区域内で提供・利用されている。</p> <p>認可等の仕組みはないため、需給調整の判断基準とはならない。</p>	区市町村ごとに1区域とする。